

掛川市規則第8号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部  
を改正する規則

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「（イに掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第5条第5号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。